

2026 年 7 月 22 日

お客様各位

株式会社ミロク情報サービス

令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等関係）に伴う所得税確定申告書システムおよび申請・届出書作成システムの運用上の注意点、運用方法等について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等関係）に伴う所得税確定申告書システム（令和 7 年分申告用）および申請・届出書作成システムの運用上の注意点、運用方法等について、下記のとおりお知らせいたします。つきましては、内容をご確認いただき、システムをご利用くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

【 要点 】

1. 令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等関係）について
2. 令和 8 年分の準確定申告に関する情報、注意点、およびシステムの運用方法（所得税確定申告書システム関係）
3. 令和 8 年分の予定納税額の減額申請に関する情報および注意点（申請・届出書作成システム関係）

1. 令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等関係）について

令和 8 年度税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、および扶養親族等の所得要件の改正等が行われました。

詳しくは国税庁 HP の次の情報を参照してください。

国税庁 HP『令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について』

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm>

国税庁 HP > 利用者別に調べる > 源泉徴収義務者の方

令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、および扶養親族等の所得要件の改正等は、原則として、令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和 8 年分の所得税に係る準確定申告書を令和 8 年 12 月 1 日以後に提出する場合は適用されますが、令和 8 年 11 月 30 日以前に提出する場合は適用されません。また、令和 8 年 12 月 1 日前に期限が到来する令和 8 年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請において適用はありません。

2. 令和8年分の準確定申告に関する情報、注意点、およびシステムの運用方法（所得税確定申告書システム関係）

前述の国税庁 HP『令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について』に掲載されている「[令和 8 年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係） Q&A](#)」に、「**【令和 8 年分の所得税に係る準確定申告等】**」の Q&A 6-1・6-2 があります。

6-1 令和 8 年 11 月 30 日以前に準確定申告書を提出する場合の基礎控除等

（回答より抜粋）

令和 8 年度税制改正による基礎控除の引上げ等は、令和 8 年 12 月 1 日から施行することとされていることから、同年 11 月 30 日以前にいわゆる準確定申告書を提出する場合においては、改正後の控除等は適用されないこととなります。

その上で、令和 8 年 11 月 30 日以前に準確定申告書を提出した方は、同年 12 月 1 日から令和 13 年 12 月 1 日（月）までに更正の請求を行うことにより、令和 8 年度税制改正による改正後の控除等の適用を受けることができます。

（注）2 既に提出した準確定申告書に係る法定申告期限が到来していない場合には、訂正申告書の提出により改正後の控除等の適用を受けることができます。

6-2 令和 8 年 12 月 1 日以後に e-Tax ソフトで準確定申告書を提出する場合の基礎控除

（回答より抜粋）

令和 8 年 12 月 1 日以後に、令和 8 年分の準確定申告書を提出する場合には、その準確定申告の際に、令和 8 年度税制改正による改正後の基礎控除の適用を受けることとなります。

この場合の準確定申告については、令和 8 年の間は令和 7 年分の確定申告書の様式を使用することとなるところ、e-Tax ソフトを利用する場合の基礎控除額の入力については、次のとおりです。

申告書第一表の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」のままとし、「雑損控除」欄に改正後の基礎控除額を入力してください。

なお、雑損控除も入力する必要がある場合は、雑損控除額と改正後の基礎控除額を合わせた金額を入力してください。

また、申告書等送信票（兼送付書）の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円」（雑損控除額もある場合は、「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」）と入力してください。

これらの Q&A のとおり、令和 8 年分の準確定申告書を令和 8 年 11 月 30 日以前に提出する場合と令和 8 年 12 月 1 日以後に提出する場合で申告書の入力・記載に差異がありますので、注意してください。

所得税確定申告書システム（令和 7 年分申告用）で令和 8 年分の所得税に係る準確定申告書を作成して申告する場合の運用方法については、[TVS](#) サイトの「よくあるお問い合わせ」から次の FAQ を参照してください。

（[TVS](#) サイト）

[FAQ 番号：12521 所得税確定申告書システム（令和 7 年分申告用）で令和 8 年分の準確定申告書を作成して申告する場合、令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等）に対応するにはどうすれば良いですか。](#)

3. 令和8年分の予定納税額の減額申請に関する情報および注意点（申請・届出書作成システム関係）

前述の国税庁 HP『令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について』に掲載されている「[令和 8 年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A](#)」の「**【令和 8 年分の所得税に係る準確定申告等】**」の Q&A 6－1 の（注）3 には、次の記載がありますので、注意してください。

（注）3 令和 8 年度税制改正による改正後の控除等については、令和 8 年 12 月 1 日から施行されるため、同日前に期限が到来する予定納税額の減額申請においては、適用はありませんので、改正前の規定に基づき申請する必要があります。

申請・届出書作成システムで令和 8 年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請を行う場合の運用方法については、[TVS](#) サイトの「よくあるお問い合わせ」から次の FAQ を参照してください。

（[TVS](#) サイト）

[FAQ 番号：12522 申請・届出書作成システムで令和 8 年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請を行う場合、令和 8 年度税制改正（基礎控除の引上げ等）はどうすれば良いですか。](#)

以 上